



福岡市の安全推進の取り組みと 事故の発生状況

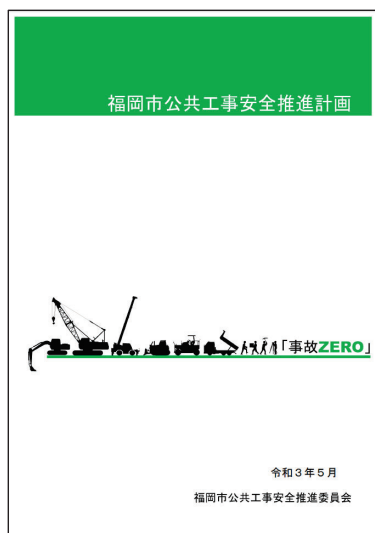
福岡市財政局技術監理課
令和7年 9月 1日・2日

1

- 
- 1 福岡市の安全推進の取り組み
 - 2 福岡市における事故の発生状況
 - 3 事故発生時の報告
 - 4 事故事例

2

1 福岡市の安全推進の取り組み ～安全推進計画～



「福岡市公共工事安全推進計画」
R3.5改定(策定:H22.7)

[目的] 工事における安全対策の組織的推進

[推進計画]

(1) 安全意識の向上

- ・安全研修、安全講習会
- ・労働安全強化月間
- ・安全訓練等の実施の強化

(2) 工事現場の安全点検等の拡充

- ・監督員による安全点検
- ・安全パトロールの拡充
(労働基準監督署と合同、部・所属で実施)

(3) 事故の再発防止

- ・事故再発防止ワーキンググループの設置
- ・再発防止対策の実施
- ・事故情報の蓄積・活用
- ・事故再発防止検討会の設置

福岡市ホームページ掲載

福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 安全推進 > 安全推進の取組

3

1 福岡市の安全推進の取り組み ～令和7年度の取組方針～

目標

■ 死亡等重大事故ゼロ

死亡等重大事故ゼロの達成を目指す

■ 必然的事故ゼロ

基本的な安全対策を講じずに起きるべくして起きる事故をなくす

4

1 福岡市の安全推進の取り組み ～令和7年度の取組方針～

重点取組

死亡等重大事故の防止や本市の事故発生状況から、つぎの重点項目を定めています。

1 挟まれ・巻き込まれ事故の防止

- 【施工前】危険予知・事故回避につながるよう建設機械等に注意喚起の掲示を行う。
- 【施工中】機械と人力の併用作業時は、監視人を配置して適切に指示する。
掘削機械やクレーン等の旋回範囲内は立入禁止とし、注意喚起の掲示を行う。

2 墜落・転落事故の防止

- 【施工前】足場の設置は、手すり・すき間板・幅木等の墜落防止処置を計画する。
- 【施工中】高所作業時の墜落制止用器具使用を徹底する。
脚立の使用は、不安定な箇所の設置を避け、手に荷物を持たず昇降する。

3 第三者人身事故の防止

- 【施工前】施工箇所に第三者が立ち入らないような措置を計画する。
- 【施工中】施工箇所をカラーコーン等で囲い。第三者の立ち入りを防止する。
注意看板等を設置する。

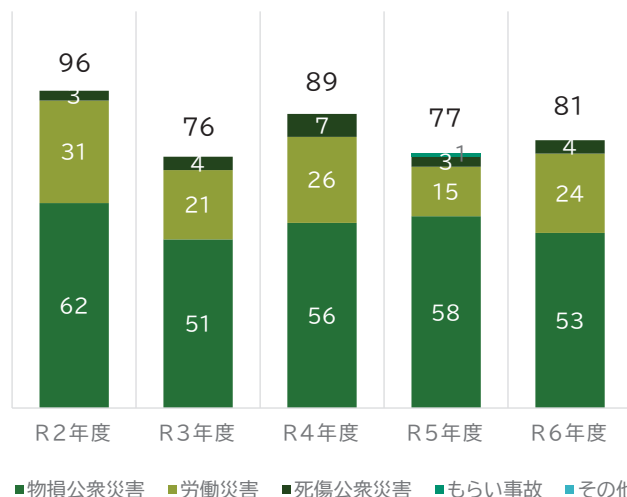
4 埋設物等損傷事故の防止

- 【施工前】地下埋設物について事前に図面の確認や現場調査及び埋設物位置の明示を十分に行う。
- 【施工中】図面と現場の相違や現地マーキングの誤差を念頭に入れ作業にあたる。
建設機械の慎重な操作、地下埋設物周辺の人力施工を徹底する。

5

2 福岡市における事故の発生状況 ～直近5年間・分類ごと～

- ・ 事故件数は、年間約80件で横ばい
- ・ 物損、労働災害が多い
- ・ 第三者被害(死傷公衆災害)も発生

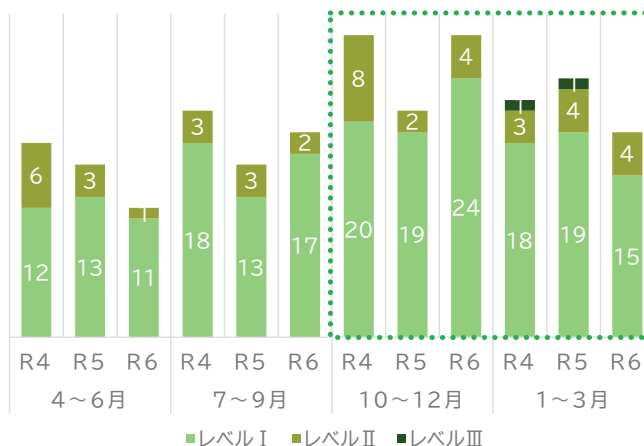


分類	説明
労働災害	工事業に起因して、工事関係者が死傷した事故
もらい事故	第三者の行為に起因して、工事関係者が死傷した事故
死傷公衆災害	工事業に起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故
物損公衆災害	工事業に起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故

6

2 福岡市における事故の発生状況 ～四半期・レベル別～

- ・第3、4四半期に増加
- ・第4四半期は、レベルⅢの重大事故が発生（R4、5）

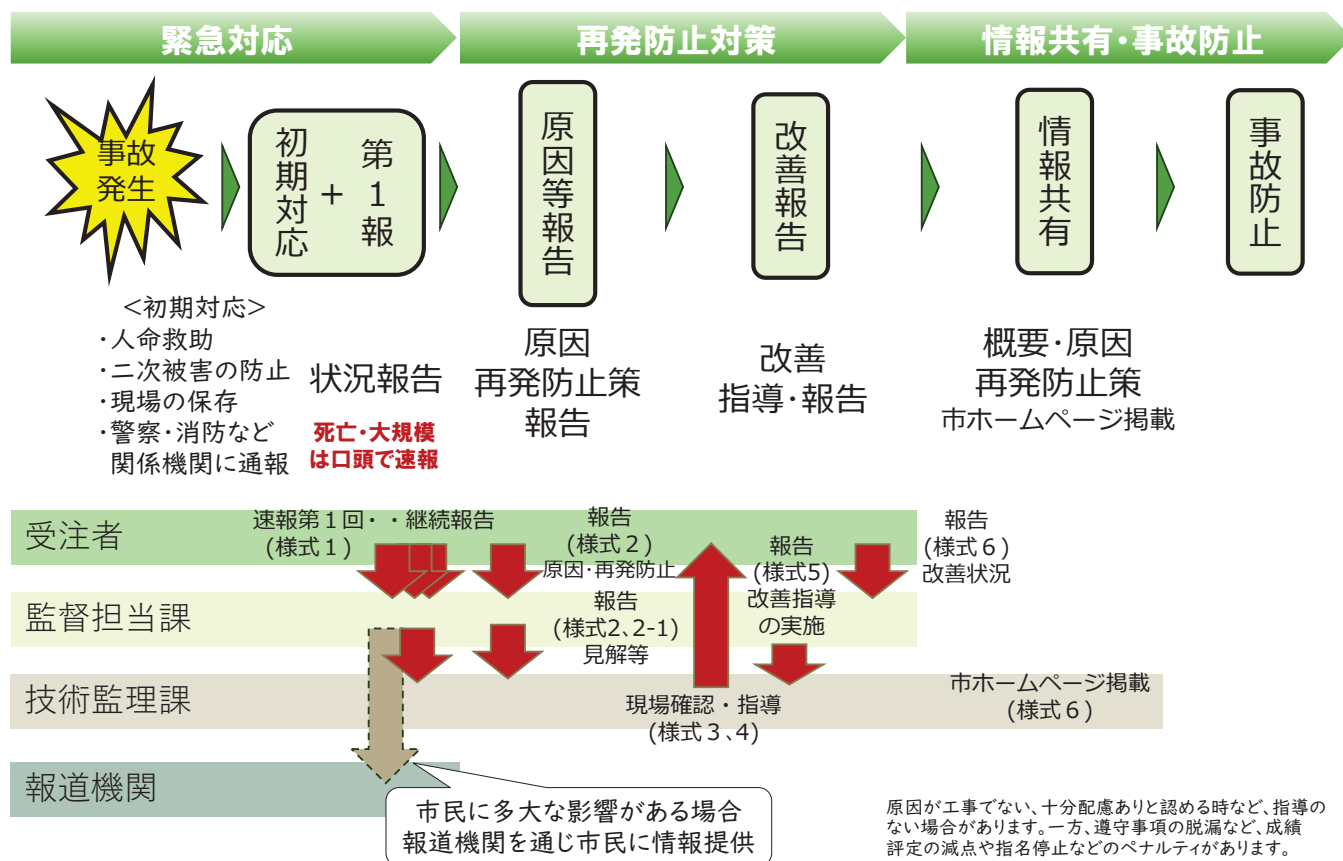


レベル	区分	説明
I	軽微な事故	休業4日未満の人身災害(ただし死傷公衆災害を除く)、並びに物損公衆災害のうち第三者(二次被災者)の死傷につながる可能性が少ない、もしくは被害影響がない場合など
II	重度の事故	休業4日以上の人身災害(ただし、死傷公衆災害は死亡以外すべて)、並びに物損被害のうち第三者(二次被災者)の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響がある場合など
III	死亡等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合、クレーンの転倒などの大規模な事故など
IV	—	レベルⅢのうち、事故原因究明や事故防止対策の検討に高度な判断を要するものとして、別途の対応が必要となる場合など

7

3 事故発生時の報告

事故が起きたときは、程度にかかわらず報告をお願いします。【対象：本市発注工事、修理、委託業務等】



8

3 事故発生時の報告

福岡市公共工事にかかる事故報告要領

こちらの要領に基づいて、適切に対応・報告をお願いします。

事故報告・事故発生状況



公共工事にかかる事故報告要領

本市が発注する工事、修理及び委託業務（公共工事にかかる地質調査、測量業務、設計業務、維持管理業務等）における事故発生時の報告に関する要領です。

[福岡市公共工事にかかる事故報告要領 \(917kbvte\)](#) (令和5年4月26日一部改正)

<報告書 様式>

- ・ [【様式1】事故速報 \(19kbvte\)](#)
- ・ [【様式2】事故報告書 \(92kbvte\)](#)

要領・様式は、
福岡市ホーム
ページに掲載

福岡市ホームページ掲載

福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 安全推進 > 事故報告・発生状況

9

4 事故事例 ～再発防止策～

事故報告いただくなかで、事故原因の分析や再発防止対策がいろいろとなされており
ますので、昨年度の事故について、再発防止策をつぎの項目に分けて説明いたします。

■ 基本的配慮(法令、契約など)の再確認

- ・ 労働安全衛生法・規則、契約事項の遵守
- ・ 基本的な安全対策への配慮 など

■ 作業方法・体制の改善

- ・ 合図・誘導者の配置
- ・ 掘削方法の見直し など

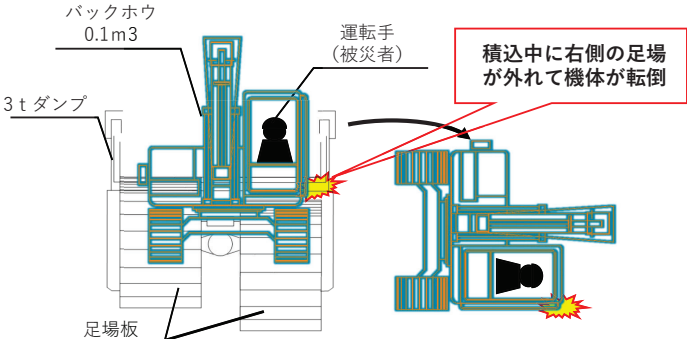
■ 機材・作業環境の改善

- ・ 作業場所に埋設管の位置・深さのマーキングによる見える化 など

■ 作業者の安全意識の向上

- ・ 思い込み、焦りの排除 など

事故事例

時期・場所・業種	令和6年8月	博多区	土木
分類・被害	労働災害(転倒)	レベルⅠ	打撲及び擦り傷
事故の概要	バックホウをダンプトラックに積み込む際、ダンプトラックに設置していた足場板が外れ、バックホウが横転し運転者が受傷。 		
再発防止策	基本的配慮	事業者は、車両系荷役運搬機械等を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系荷役運搬機械等の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。（労働安全衛生規則（以下「安衛則」）第151条の12）	
	作業方法・体制	・事前の安全確認の実施 ・足場板にズレ止めを固定 ・合図者の配置	
	機材・作業環境	・安全な積み込み方法を採用 - スライドダンプや回送車の使用 など	
	安全意識の向上	－	

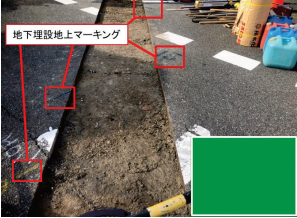
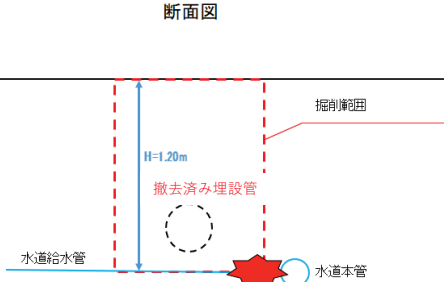
11

事故事例

時期・場所・業種	令和6年9月	中央区	設備
分類・被害	労働災害(感電)	レベルⅡ	指・腕の火傷
事故の概要	変電設備の点検時、作業員が前日と同様の作業と思い、通電箇所の機器に触れ火傷を受傷。 		
再発防止策	基本的配慮	事業者は、電路を開路して、当該電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行なうときは、当該電路を開路した後に、当該電路について、次に定める措置を講じなければならない。（略） 一 開路に用いた開閉器に、作業中、施錠し、若しくは通電禁止に関する所要事項を表示し、又は監視人を置くこと。（安衛則 第339条）	
	作業方法・体制	・当日作業の周知・情報共有の確認 ・複数人での作業	
	機材・作業環境	・充電盤の施錠、危険箇所の表示	
	安全意識の向上	－	

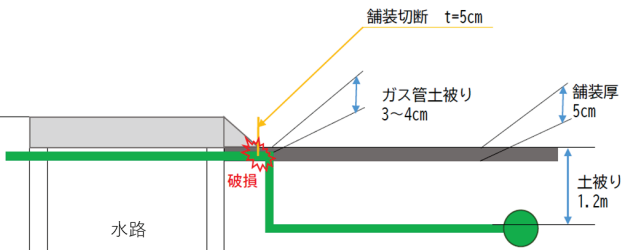
12

事故事例

時期・場所・業種	令和6年10月	南区	土木
分類・被害	物損公衆災害(埋設物等損傷)	レベル I	給水管破損
事故の概要	埋設管位置を当日のミーティングで共有していたが、現場にマーキングしていなかった。 埋設テープが現れるまでバックホウでの掘削を想定していたが、埋設テープが現れず埋設管に接触し損傷。  		
再発防止策	基本的配慮	事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。 (安衛則 第363条)	
	作業方法・体制	・埋設物付近は人力で掘削	
	機材・作業環境	・現場への埋設管位置・深さのマーキングによる見える化	
	安全意識の向上	・埋設テープが見つからない場合があることを認識	

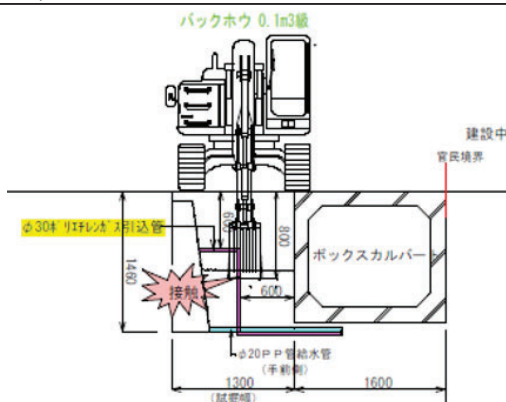
13

事故事例

時期・場所・業種	令和6年9月	城南区	土木
分類・被害	物損公衆災害(埋設物等損傷)	レベル I	ガス供給管破損
事故の概要	埋設物管理者が事前にマーキング。 監督員と舗装切断箇所の立会を実施。 掘削工事は埋設物管理者との立会を予定。 掘削前に、付帯構造物との縁切りのため、埋設管理者、監督員と事前に確認していない箇所の舗装を切断したところ、浅埋（深さ3～4cm）の管を破損。 		
再発防止策	基本的配慮	事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。 三 埋設物等の有無及び状態（安衛則 第355条）	
	作業方法・体制	・近傍に水路等の構造物がある場合は、埋設物が浅く埋設されている可能性があるため、施工箇所の埋設深さを埋設物管理者に慎重に確認する。	
	機材・作業環境	-	
	安全意識の向上	-	

14

事故事例

時期・場所・業種		令和6年8月	早良区	土木
分類・被害		物損公衆災害(埋設物等損傷)	レベルⅠ	ガス供給管破損
事故の概要	試掘作業中、埋設管露出のため人力掘削したが、深さが50cmを超えたため、ボックスカルバートの底面付近に埋設されていると思い込み、バックホウで掘削したところ、ボックスカルバートの底面を下越した先に、深さ60cmの位置に埋設されていた管に接触し損傷。			
				
	基本的配慮	事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。 (安衛則 第363条)		
	作業方法・体制	・埋設管が露出するまで人力で掘削		
	機材・作業環境	—		
再発防止策	安全意識の向上	・思い込みの排除		

15

事故事例

時期・場所・業種		令和6年5月	東区	土木
分類・被害		物損公衆災害(埋設物等損傷)	レベルⅠ	ガス管破損
事故の概要	人力掘削により埋設管を一部露出。 埋設物直下の岩塊をバックホウでほぐそうとしたところクランク状に屈曲して土中にあった埋設物に岩塊が接触し、埋設物を損傷。 掘削箇所内に合図者を配置し、バケット先を監視していたが、クランク部が土中にあったため、埋設物との接触に気づくことができなかった。			
				
	基本的配慮	事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。 (安衛則 第363条)		
	作業方法・体制	・埋設管を露出するまで人力掘削 ・地盤が固い場合は、電動ピック等で周辺地盤をほぐす		
	機材・作業環境	—		
再発防止策	安全意識の向上	—		

16

事故事例

時期・場所・業種	令和6年10月	中央区	設備
分類・被害	物損公衆災害(埋設物等損傷)	レベル I	空調電源線破損
事故の概要	便所改修において、コア抜き作業の前にはレントゲン調査を行うこととしていた。 当初既設穴利用としていた箇所が、その後の調整で既設穴の近傍に変更されたが、当該位置には埋設線はないと考え、調査を行わずにコア抜きしたところ、床版内の埋設電線を損傷。		
再発防止策	基本的配慮	工事の施工に先立ち、設計図書に定められた調査を行い、監督職員に報告する。 (公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 第1編一般共通事項 第1章一般共通事項 第5節施工調査)	
	作業方法・体制	・コア抜き箇所が既設穴の近傍でも支障物探査(レントゲン調査)を行う	
	機材・作業環境	-	
	安全意識の向上	-	



17

事故事例

時期・場所・業種	令和6年9月	博多区	土木
分類・被害	物損公衆災害(その他)	レベル I	フェンス破損
事故の概要	ダンプトラックの運転者が工程が遅れないよう、焦りがある状態でハンドル操作を誤り、ダンプトラックがフェンスに接触し損傷。		
再発防止策	基本的配慮	車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。(道路交通法 第70条)	
	作業方法・体制	・周辺支障物の確認 ・誘導員の配置	
	機材・作業環境	-	
	安全意識の向上	・焦りの排除	



18



網掛けによる墜落防止



赤白棒による機械後方の立入禁止



色テープによる衝突防止

19

～事故防止に向けて～

- 今後、繁忙期になり、体力の低下や、新入作業員の近道行動などによる事故の増加が懸念されます。
- 事故防止には、日頃からのミーティング等での危険予知（いわゆるKY）活動の継続が重要であり、みなさまの現場におかれましても、これら安全最優先の活動などにより、事故ゼロが継続されますよう祈念いたします。